

○福島県農産物検査に関する事務処理要領の一部改正

新	旧
<p data-bbox="353 300 889 331">福島県農産物検査に関する事務処理要領</p> <p data-bbox="159 347 215 379">(略)</p> <p data-bbox="141 443 206 475">附則</p> <p data-bbox="170 491 882 523">この要領は、平成28年 4月 1日より施行する。</p> <p data-bbox="170 539 656 571">一部改正 平成30年 1月24日</p> <p data-bbox="322 587 656 619">平成30年 8月 6日</p> <p data-bbox="322 635 685 667">令和 3年 4月 30日</p> <p data-bbox="322 683 656 715">令和 4年 3月31日</p> <p data-bbox="322 730 656 762">令和 4年 5月19日</p> <p data-bbox="322 778 656 810">令和 4年 7月 4日</p> <p data-bbox="322 826 656 858">令和 5年 5月11日</p> <p data-bbox="322 874 656 906">令和 6年 5月 1日</p> <p data-bbox="322 922 656 954"><u>令和 7年 5月 2日</u></p> <p data-bbox="141 1026 875 1058">別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル</p> <p data-bbox="159 1074 215 1106">(略)</p>	<p data-bbox="1346 300 1881 331">福島県農産物検査に関する事務処理要領</p> <p data-bbox="1151 347 1207 379">(略)</p> <p data-bbox="1133 443 1198 475">附則</p> <p data-bbox="1162 491 1874 523">この要領は、平成28年 4月 1日より施行する。</p> <p data-bbox="1162 539 1648 571">一部改正 平成30年 1月24日</p> <p data-bbox="1314 587 1648 619">平成30年 8月 6日</p> <p data-bbox="1314 635 1648 667">令和 3年 4月30日</p> <p data-bbox="1314 683 1648 715">令和 4年 3月31日</p> <p data-bbox="1314 730 1648 762">令和 4年 5月19日</p> <p data-bbox="1314 778 1648 810">令和 4年 7月 4日</p> <p data-bbox="1314 826 1648 858">令和 5年 5月11日</p> <p data-bbox="1314 874 1648 906">令和 6年 5月 1日</p> <p data-bbox="1133 1026 1868 1058">別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル</p> <p data-bbox="1151 1074 1207 1106">(略)</p>

様式第1～様式第4 (略)

様式第5号

年 月 日

福島県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

### 再 交 付 願 (紛失届)

当機関に所属する農産物検査員 について、農産物検査員証を紛失  
しましたので

1. 届け出るとともに、再交付をお願いします。  
2. 届け出ます。

なお、当該農産物検査員証が発見された場合は直ちに返還します。

紛失理由

上記、紛失理由に相違ありません。

農産物検査員  
住所  
氏名

(注) 農産物検査員の署名ができない場合は、地域登録検査機関の検査担当者が  
紛失理由の記入を行うとともに農産物検査員を地域登録検査機関検査担当者  
と読み替え署名を行う。

第6 (略)

様式第1～様式第4 (略)

様式第5号

年 月 日

福島県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

### 再 交 付 願 (紛失届)

当機関に所属する農産物検査員 について、農産物検査員証を紛失  
しましたので 届け出るとともに、再交付をお願いします。

なお、当該農産物検査員証が発見された場合は直ちに返還します。

紛失理由

上記、紛失理由に相違ありません。

農産物検査員  
住所  
氏名

(注) 農産物検査員の署名ができない場合は、地域登録検査機関の検査担当者が  
紛失理由の記入を行うとともに農産物検査員を地域登録検査機関検査担当者  
と読み替え署名を行う。

第6 (略)

様式例第1号

農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント	農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント
<p>農産物検査業務規程 （登録検査機関名） 第1条～第18条（略）</p> <p>（略） 第19条（略）</p> <p>（以下、略）</p>	<p>（略）</p> <p>（農産物検査の結果の通知等） 検査証明書の通知以外に農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式を定めること。</p> <p>また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。</p> <p>なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 請求者氏名及び住所</li> <li>（2） 検査結果別数量</li> <li>（3） 格付理由 <u>又は穀粒判別器や電気式穀粒計での測定結果</u></li> <li>（4） 検査年月日</li> </ol> <p>（以下、略）</p>	<p>農産物検査業務規程 （登録検査機関名） 第1条～第18条（略）</p> <p>（略） 第19条（略）</p> <p>（以下、略）</p>	<p>（略）</p> <p>（農産物検査の結果の通知等） 検査証明書の通知以外に農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式を定めること。</p> <p>また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。</p> <p>なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 請求者氏名及び住所</li> <li>（2） 検査結果別数量</li> <li>（3） <u>格付理由</u></li> <li>（4） 検査年月日</li> </ol> <p>（以下、略）</p>